

高松市監査委員告示第14号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年5月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)


(令和3年5月31日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R3.5.31

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	R2	R3.2.26	第3号	意見【重点】	適正な仕様書の作成について	P13	健康福祉局	国保・高齢者医療課	R3.4.27
2				意見	ひきこもり当事者傾聴サロンについて	P25		健康づくり推進課	R3.4.28

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「令和2年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》令和2年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和2年度の重点取組事項

(2) 契約事務の適正性について

地方自治法第234条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、本市においても、高松市契約規則等により、各種契約事務について、細かく規定されている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約の種類、金額、内容等により、事業者の選定方法も様々であるが、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがある。

以上の点を踏まえ、令和元年度（平成31年度）は、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかを主眼に置き、定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、令和2年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見【重点】		
意見の項目	適正な仕様書の作成について		
意見の内容	業務委託に係る仕様書については、清掃範囲、業務内容等が明確になるよう具体的に記載されたい。		
公表文該当 ページ	P13		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20210226teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年4月27日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	本件意見については、令和2年度末をもって清掃業務委託契約を廃止し、3年度からは、国の特別調整交付金を活用し、電子カルテ・レセプトを導入することにより、会計年度任用職員の看護師2人のうち1人を事務職員に振替え、当該清掃業務を事務分担の一つとして従事するよう、業務体制を見直し、人件費及び委託料経費の削減と、診療所の適正な運営を図ることとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見		
意見の項目	ひきこもり当事者傾聴サロンについて		
意見の内容	利用促進のための更なる周知に努めるとともに、サロンの運営に従事する支援員を確保するため、資格要件などの見直しについて、検討されたい。		
公表文該当 ページ	P25		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20210226teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年4月28日
所管課等	健康福祉局 健康づくり推進課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年度から、「ひきこもり当事者傾聴サロン」の開催日等について、広報たかまつに掲載し、事業の更なる周知に努めたほか、同傾聴サロンに従事する支援員を確保するため、「ひきこもりの経験がある方」という資格要件を削除し、支援員の資格要件を緩和するなど、見直しを図った。</p> <p>その結果、3年度は、16人のサポーターを支援員として、確保することができた（2年度は5人）。</p>